

日豪EPA畜産物関係の合意内容

	品目	対応	現行の税率	発効後の税率(注) (☆印は関税割当の枠内税率。 枠外税率は現行税率と同じ)	割当数量(初年度)	割当数量(最終年度)	平成24年度輸入量
牛肉製品	内臓・くず肉 (牛タン・ハラミ・肝臓・ほほ肉・塩蔵肉等)	関税割当 (▲40～41%)	12.8～50.0%又は 従量税161.50円/kg	☆ 7.6～30.0%又は 従量税96.96円/kg (▲40～41%)	17,000トン	21,000トン (10年間かけて 拡大)	輸入量:4.4万吨(うち豪州1.8万吨)
	牛肉調製品 (ビーフジャーキー・ レトルトカレー・ミートボール等)	関税割当 (▲20～40%)	10.0%～45.0%	☆ 8.0～36.0% (▲20%)	5,300トン	8,300トン (10年間かけて 拡大)	輸入量:0.7万吨(うち豪州0.4万吨)
	50.0%		☆ 30.0% (▲40%)				
豚肉製品	豚肉 冷凍の内臓 豚肉調製品(ハム・ ベーコン・シーズン ドポーク等)	関税割当 (従価税▲50% 又は▲20%)	差額関税(従価税4.3% ～8.5%) 又は20.0%	☆ 差額関税(従価税分2.2% ～4.3%) (▲50%)又は16.0%(▲20%)	5,600トン	14,000トン (5年間かけて 拡大)	輸入量:豚肉76.0万吨(うち豪州0.07万吨)、 豚肉調製品205,000トン(うち豪州2.9トン)、 ソーセージ等51,000トン(うち豪州49トン)
	ソーセージ 均質調製品	関税割当 (▲20%)	10.0%～21.3%	☆ 8.0%～17.0% (▲20%)	1,100トン	2,700トン (5年間かけて 拡大)	
	豚肉単味調製品 (塩蔵・乾燥・燻製 等) 冷蔵の内臓・くず肉 (耳・鼻・豚足等)	関税撤廃等から の除外又は 将来の見直し	差額関税(従価税 4.3%) 又は8.5%	—	—	—	
食鳥肉製品	鶏肉	関税割当 (▲10～40%)	8.5～11.9%	☆ 6.8～10.7% (▲10～28%)	40トン	200トン (10年間かけて 拡大)	輸入量:88.2万吨(豪州実績無し)
	鶏肉等調製品		6.0～21.3%	☆ 3.6～19.1% (▲10～40%)			
	鶏の肝臓	即時撤廃	3.0%	無税	—	—	輸入量:2トン(豪州実績無し)
	家きん肉等	即時撤廃又は 段階的撤廃	3.0～9.6%	即時撤廃 (骨なし冷蔵アヒル肉のみ 7年間かけて無税)	—	—	輸入量:0.5万吨(豪州実績無し)

鶏卵	殻付き卵	関税撤廃等からの除外又は将来の見直し	17%～21.3%	—	—	—	輸入量:1,700トン(うち豪州2トン)
	全卵又は卵黄	段階的撤廃(3～5年間かけて無税)	18.8～21.3% 又は48～51円/kg	3～5年間かけて無税	—	—	輸入量:1.5万トン(豪州実績無し)
	卵白	即時撤廃	8.0%	無税	—	—	輸入量:1.1万トン(豪州実績無し)
乳製品	加圧容器入りホイップドクリーム(無糖)	段階的削減(5年間かけて▲20%)	21.3%、25.5%	5年間かけて17.0%、20.4%に削減。(▲20%)	—	—	輸入量:160トン(豪州実績無し)
	乳糖、カゼイン、アルブミン	即時撤廃	2.9%～8.5%	無税	—	—	輸入量:8.9万トン(うち豪州0.3万トン)
	たんぱく質濃縮物(乳成分30%未満)等	関税削減又は関税撤廃	15.0%～21.3%	無税～17.0%(乳幼児用粉ミルク等は10～15年間かけて無税)	—	—	輸入量:30トン(豪州実績無し)
その他製品	天然はちみつ	関税割当(10年間かけて無税)	25.5%	☆ 初年度23.0%から、段階的に引下げ、10年間かけて無税。	80トン	160トン(10年間かけて拡大)	輸入量:38,000トン(うち豪州120トン)
	肉エキス及びミートジュース	段階的撤廃(10年間かけて無税)	12.0%	10年間かけて無税	—	—	輸入量:1,500トン(うち豪州320トン)
家畜	牛	関税削減(▲20%)	38,250～63,750円/頭	30,600～51,000円/頭(▲20%)	—	—	輸入量:1.3万頭(うち豪州1.3万頭)
	豚	関税撤廃等からの除外	8.5%又は19,508円/頭	—	—	—	輸入量:1,000頭(豪州実績無し)
	妊娠している軽種馬	関税割当(7年間かけて▲50%)	3,400,000円/頭	☆ 初年度3,187,500円/頭から段階的に引下げ、7年間かけて1,700,000円/頭に削減。	30頭	30頭	輸入量:4頭(豪州実績無し)

(注)特記なしの場合は、即時引下げ。